

令和6年度豊島区認可外保育施設 保育料負担軽減補助事業のご案内

※まず、以下4点についてご確認ください。

① 認証保育所に通われている方の保育料 補助については、別途のご案内となります。

詳しくは豊島区HP（ホーム > 子育て・教育・若者 > 保育

- > 認可外保育施設（ベビーホテル・東京都認証保育所・企業主導型保育事業等）
- > 東京都認証保育所



②-1 豊島区内で対象の認可外保育施設 の一覧は、豊島区HPをご確認ください。

②-2 対象の認可外保育施設の種別が、 「企業主導型保育事業」か「その他認可外保育施設」 のどちらか、豊島区HPをご確認ください。

豊島区HP（ホーム > 子育て・教育・若者 > 保育 > 豊島区に届け出ている
認可外保育施設（ベビーホテル等）及び居宅訪問型保育事業者一覧

- > 3. 指導監督基準を満たす旨の証明書交付施設一覧）

※区外施設については、施設所在地の自治体へ直接お問合せください。



③ 4月分より補助を受ける場合、 令和6年4月30日（火）（必着）が申請期限です。

○事業内容

保護者の就労等で保育を必要とする児童が認可外保育施設を月極め利用した際に、その保護者の経済的負担を軽減するため、認可外保育施設に支払う保育料の一部を補助します。

○対象施設

都道府県等に認可外保育施設開設に係る届出を行っており、認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書が交付された、豊島区内、区外の認可外保育施設(以下「認可外保育施設」という)。企業主導型保育事業を含み、認証保育所を除きます。

○補助金額

<0～2歳児クラス課税世帯>

(1)企業主導型保育事業

「保護者が支払う認可外保育施設保育料^(※1)から、認可保育所に入所していたならば支払う想定保育料等の額(表1参照)を差し引いて得た額」(以下「保育料差額」という。)を1,000円未満切り捨てで補助します。

【表1】

利用契約時間	認可保育所において想定される保育料等(差引額)	
220時間まで	認可保育料 ^(※2) 第2子以降は無料	
220時間を超え240時間まで	認可保育料+4,000円★(認可延長1時間相当分)	★認可保育所にて18時15分以降の保育が必要な際にかかる費用
240時間を超える	認可保育料+6,000円★(認可延長2時間相当分)	

(※1) 認可外保育施設保育料とは、利用契約に基づき支払う月額保育料とします。

入園料、延長保育料、補食代及び雑費等は対象外です。

(※2) 認可保育料の4～8月分は令和5年度の市区町村民税(世帯合算)、9～3月分は令和6年度の市区町村民税(世帯合算)により算出されます。これと合わせ、当補助金の補助額の見直しを年度途中で行います。

(2)企業主導型保育事業以外の認可外保育施設(以下「その他認可外保育施設」という。)

保育料差額と補助基準額(表2参照)の、いずれか低い方の額を1,000円未満切り捨てで補助します。

【表2】

歳児クラス	第何子か	補助基準額
0～2歳児 課税世帯	第1子	40,000円
	第2子以降	67,000円

<3～5歳児クラス及び0～2歳児クラスの非課税世帯>

(1)企業主導型保育事業

保護者が支払う認可外保育施設保育料^(※1)を、1,000円未満切り捨てで補助します。

(2)その他認可外保育施設

「保護者が支払う認可外保育施設保育料^(※1)から、施設等利用費の上限額(3～5歳児クラス:月37,000円、0～2歳児クラス:月42,000円)を差し引いて得た額」と補助基準額(表3参照)のいずれか低い方の額を1,000円未満切り捨てで補助します。

【表3】

歳児クラス	第何子か	補助基準額
0～2歳児クラス非課税世帯	第1子、第2子以降	25,000円
3～5歳児クラス		20,000円

課税及び非課税の判定については、認可保育所の利用者負担額の計算方法に準じます。

○対象者(①～⑥のすべてを満たしている方が対象です。)

- ①認可外保育施設を利用する児童及び保護者が豊島区民(当該月の初日に区内に住民登録をしていること)であり、同一の世帯を構成していること。ただし、保護者のいずれかが区外に住民登録している際に、その自治体から当該児童に対し、同類の補助を受けていない場合は対象。
- ②子ども・子育て支援法第19条第2号又は第3号の規定に該当し、豊島区の教育・保育給付認定があること。
ただし、令和6年4月1日時点で、同法第30条の4第2号又は第3号の規定に該当し、豊島区の施設等利用給付認定がある場合、教育・保育給付認定は不要です。
- ③認可外保育施設と月48時間以上の月極め入所契約により保育を受けており、幼稚園・認定こども園・認可保育所・認証保育所と重複利用していないこと。
- ④認可外保育施設に在籍し、本補助及び本補助と同様の補助の支給を受けていないこと。
- ⑤補助対象月の初日から末日まで認可外保育施設に在籍し、対象月の月額保育料の支払いが完了していること。
- ⑥豊島区に納付すべき住民税(特別区民税)について、申請月の属する年度の前年度までについては、これを完納していること。

○申請方法

申請書に必要な事項を記入・押印の上、豊島区保育課の窓口、又は郵送で提出してください。(表4参照)(※3～5)

※3 土・日・祝日の窓口受付は行っておりません。

※4 郵送の場合は、保育課への到着をもって受付日の取扱いとなりますのでご注意ください(消印有効ではありません)。日にちに余裕をもって申請していただきますよう、お願いいたします。

※5 申請書の有効期限は、申請時から申請年度末(3月末)までです。

【表4】<申請書の提出先>

持 参(窓口)	郵 送(※6)
豊島区役所 子ども家庭部 保育課 入園グループ 本庁舎 4階 東9番窓口	〒171-8422 豊島区南池袋2-45-1 豊島区 子ども家庭部 保育課 入園グループ ※6 封筒に「認可外保育施設保育料補助金申請書在中」と明記してください。

<提出書類>

- ① 補助金交付申請書兼口座振替登録依頼書(第1号様式)…豊島区ホームページからもダウンロードできます。
- ② 子どものための教育・保育給付認定・変更申請書(認定をお持ちでない場合のみ)
- ③ (その他認可外保育施設を利用する方のみ)施設との契約書及び重要事項説明書(契約内容が分かる書類)
- ④ 保育の必要性を証明する書類

「就労」事由の場合

就労証明書 ※7

就労状況の確認のため、同一世帯の保護者全員の就労証明書が必要です。ただし、認可保育園の入園申込みをし

た際(教育・保育給付認定申請時)に、就労証明書(発行から6か月以内に限る)を提出された場合、補助金申請時の提出は不要になりますので、その旨ご連絡ください。

※7 自営業の方は就労証明書に加え、別途自営業であることが客観的にわかる資料の提出が必要です。

「就労」事由以外で申請の場合

別途書類が必要になります。

詳細は「令和6年度豊島区認可保育施設 入園・転園・延長保育利用のしおり(P17~18)」等をご参照ください。

⑤ 住民税額のわかるもの(表5参照)0~2歳児クラスの保護者のみ必要です。 ※8、9

【表5】

豊島区の住民登録	4~8月分補助	9~3月分補助
	令和5年1月1日現在	令和6年1月1日現在
あり	原則提出不要	原則提出不要
なし	住民登録のあった自治体の発行する「課税(非課税)証明書(原本)」又は「令和5年度住民税額決定通知書」	住民登録のあった自治体の発行する「課税(非課税)証明書(原本)」又は「令和6年度住民税額決定通知書」

※8 補助対象児童が第2子以降の場合、提出は不要です。

※9 年度内に市区町村民税の修正申告をされた方は、変更されたことが分かる書類を提出していただく場合があります。

国内での課税がなく、海外での収入がある場合は、日本のレートに換算した前年の収入を証明するものの提出が必要です。

<提出期限> 4月より補助を受ける場合には、

令和6年4月30日(火)到着締切(必着)です。

○交付方法

(1)企業主導型保育事業

①都度の請求は不要です。

申請内容や在籍状況等の書類を基に、補助金の交付要件を満たしているかを審査し、補助金交付の可否や補助額を示した通知を交付月に郵送します。(※10)

②年4回に分けて、補助金審査・交付スケジュール(表6)のとおり、申請書に記載された指定口座に補助金を振り込みます。

(2)その他認可外保育施設

①表6の請求時期ごとに、以下(ア)~(エ)の事項が記載された施設発行書類(※11)を豊島区保育課の窓口、又は郵送で提出してください。(宛先は表4参照)

(ア)利用施設名

(イ)保護者・児童氏名

(ウ)教育・保育給付認定種別(2号又は3号)

(エ)利用月毎の認可外保育施設保育料^(※1)と、保育料が納入されたことの証明

申請書およびこれらの書類を基に、補助金の交付要件を満たしているかを審査し、補助金交付の可否や補助額を示した通知を交付月に郵送します。(※11)

②年4回に分けて、表6のとおり、申請書に記載された指定口座に補助金を振り込みます。

(※10)非該当(補助の対象外)の方には、非該当となった初回のみ、結果を通知します。

(※11)施設等利用費請求に係る「特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証兼提供証明書(第11号様式)」の提出でも可

【表6】<補助金審査・交付スケジュール>

請求時期(※12)	対象利用期間	振込予定月
7月1日～25日	4月～6月(3ヶ月分)	8月末頃
9月1日～25日	7月～8月(2ヶ月分)	10月末頃
1月1日～25日	9月～12月(4ヶ月分)	2月末頃
4月1日～15日	1月～3月(3ヶ月分)	5月末頃

(※12)請求開始日(1日)が土日祝日の場合、翌開庁日より受付いたします。また請求締切日(25日)が土日祝日の場合、翌開庁日までが締切です。最終請求日を過ぎた場合は受付できませんので、お早目にご提出ください。

○対象期間

- (1)補助金は、保育料負担軽減補助申請(以下「補助申請」という)及び子どものための教育・保育給付認定申請(以下「認定申請」という)の審査が完了した月から交付対象となります。以降は、保育を必要とする事由を継続している間、または当該年度末までのいずれか短い方が補助対象期間です。
- (2)補助申請の審査が完了していても、認定開始日より前は補助対象期間になりません。
- (3)通常、教育・保育給付認定は申請日の翌月初日から対象になりますが、入所月中に申請された場合に限り、当月初日より認定します。

○注意事項

- (1)他の認可外保育施設に転園した場合は、改めて申請する必要があります。同じ認可外保育施設を年度中に退園、再入園された場合も同様です。
- (2)認可保育施設・豊島区臨時保育所・幼稚園・認証保育所に入園決定した月及び別の認可外保育施設等に入園し、保育料補助の助成決定した月からは、認可外保育施設を利用されていても(ならし保育中の利用等)補助の対象になりません。
- (3)「求職活動」で教育・保育給付認定を受けた場合、補助対象期間は3か月(認定期間)となります。
- (4)補助申請時の申請書に記入した内容に変更が生じた場合や認可外保育施設を退所した場合等は、速やかに下記問い合わせ先までご連絡ください。
- (5)補助申請時の内容に偽りがあった場合には、遡って交付決定を取り消し、既に交付済の補助金を全額返納していただくことがあります。
- (6)認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書が交付された施設について、立入調査の結果、基準を満たさないことが判明した場合、証明書が返還となり、本補助の対象外となる場合があります。
- (7)ご案内やQ&Aをよくお読みいただき、不明点がございましたら、下記担当グループまでご相談ください。

(お問い合わせ先)

豊島区 子ども家庭部 保育課 入園グループ

電話 03-3981-2140

○よくあるご質問

Q1. 対象施設はどこで見れますか？

A1. 豊島区内の保育施設につきましては、豊島区 HP よりご確認ください。(概ね毎月更新していますが、最新の状況が知りたい場合、お問合せ先までご連絡ください。

Q2. 現在通っている施設は、認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書が出ていなくても国無償化(施設等利用費)の対象になっています。本補助も対象になりますか？

A2. 証明書未発行施設は対象になりません。

国無償化制度につきましては、令和6年9月30日までは、証明書が出ていなくても対象とできる経過措置が取られています。令和6年10月1日以降、国無償化も証明書が出ている施設のみが対象となります。

Q3. 教育・保育給付認定とは何ですか？

A3. 対象児童の保護者全員が就労・疾病・介護等の事由により、日中、児童の保育にあたれない状況を認定するもので、補助金を受けるために必ず必要なものです。申請を受けた翌月初日から対象となり遡って受けることはできませんので、ご注意ください。

ただし、新規入所月については、入所月中に認定申請された場合に限り、当月初日より認定します。(例 10月1日に認証保育園に入所し、10月中に認定の申請手続きを行った。)手続きの詳細は豊島区HPをご覧ください。

Q4. 現在、企業主導型保育事業に従業員枠で通っており、認定を受けず国無償化の対象となっています。本補助も同様に認定不要ですか？

A4. 本補助においては、認定が必要となります。

Q5. 入園した月から補助を受けたいが、申請するタイミングが分かりません。

A5. **教育・保育給付認定をお持ちの方**

例1 10月1日に入所し、10月中に補助申請の手続きを行った。⇒10月から補助対象

例2 10月1日に入所し、11月になってから補助申請の手続きを行った。⇒11月から対象

教育・保育給付認定をお持ちでない方

例3 10月1日に入所し、10月中に補助申請と認定申請の手続きを行った。

⇒入所月の特例により、10月から補助対象

例4 10月1日に入所し、10月中に補助申請は行ったが、認定申請は11月になってから手続きを行った。

⇒通常認定は翌月初日から交付されるので、12月から補助対象

※対象児童の育児休業中の場合、認定をお持ちの場合は復職した月から対象となり、お持ちでない場合は、上記例3、4に準ずる扱いとなります。

Q6. 一度補助金の申請をすれば、退園・卒園まで補助されますか。

A6. 複数年度にわたる補助申請ではありません。

申請書の**有効期限は申請時から申請年度末(3月末)まで**です。年度を超えて同じ認可外保育施設を継続利用される場合でも、**年度ごとに改めて申請していただく必要**があります。また、年度ごとに申請する際、保育の必要性が継続していることの確認のため、保育の必要性を証明する書類(就労《予定》証明書等)の添付書類が必要です。

また、年度の途中で提出時と申請内容が変わった場合は、速やかに連絡してください。

Q7. 月の途中で認可外保育施設の入所や豊島区に転入した場合、補助金の対象月はどのようになりますか。

A7. 当月中に手続きを完了することで、翌月から補助対象となります。

月の初日に豊島区に住民登録があり、保育園に在籍していることが対象月の条件です。また、認可保育施設に入園が決定した月からは、補助対象ではなくなります。

Q8. 補助金の交付が決定したかどうかは、どのようにして確認するのですか。

A8. 審査結果は郵送にて通知します。4月～6月分は8月頃、7月～8月分は10月頃、9月～12月分は2月頃、1月～3月分は5月頃となります。この結果通知には振込金額、予定日も記載されています。非該当(補助の対象外)の方には、非該当となった初回のみ、結果を通知します。

Q9. 認可保育所に入所していたら支払う想定保育料とはいくらですか？

A9. 0～2歳児クラス課税世帯第1子については、保護者全員分の住民税額等により段階的に設定されています。詳細は、豊島区の入園のしおりをご確認ください。0～2歳児クラス課税世帯第2子以降は無償です。

Q10. 延長保育の料金や追加日数に応じた保育料は算定の対象となりますか。

A10. 保育所が利用契約上設定している月 220 時間までの月額保育料が対象となり、それ以上の時間の料金は延長保育料とみなし、対象となりません。

入園料、一時預かり保育や延長保育、追加保育や夕食費などのオプション料金、雑費等の追加契約分の金額は対象外です。

Q11. 年度内に、一度認定された補助金額の変更はありませんか。

A11. あります。

認可外保育施設との契約内容の変更や、0～2 歳児クラスでは、住民税の課税状況により、認可保育施設の想定保育料が変わることがあります。そのため、住民税において修正申告をされた方は、変更されたことが分かる書類を再度提出していただく場合があります。また、住民税未申告の方につきましては、補助額が決定されませんので支払保留となります。

Q12. 幼稚園に通園していますが、幼稚園が夏休み等で長期休園になった場合に、認可外保育施設を利用し補助金を申請することはできますか。

A12. 幼稚園・認定こども園・認可保育所・認証保育所との重複利用の場合は補助金支給対象となりません。

Q13. 国無償化の支給と、本補助金は併用できますか？

A13. 国無償化の支給を受けても、認可外保育施設の保育料に満たない場合、併用できます。

国無償化の請求と、本補助の申請及び請求(企業主導型保育事業を除く施設に在籍する方のみ)は、それぞれ行う必要がありますので、ご注意ください。

Q14. 既に国無償化の支給を受けている。本補助の請求に当たり、「特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証兼提供証明書(第 11 号様式)」は2枚提出する必要がありますか？

A14. 申請者の同意をいただければ、国無償化の請求にあたり提出いただければ、本補助の請求も可能です。

なお、企業主導型保育事業に在籍されている方は、申請書を提出した後、請求にあたり書類の提出は不要です。

Q15. 本補助の所得税法上、課税所得になりますか？

A15. 非課税所得となります。令和3年の税制改正により、保育を主とする国や地方公共団体からの当該費用の助成等について、子育て支援の観点から所得税・個人住民税を非課税とする措置が講じられました。

Q16. 申請書記入の際の注意事項を教えてください。

A16. 鉛筆や消えるボールペン、スタンプ印や修正液は使用しないでください。訂正する箇所には、必ず二重線を引き、その上から訂正印を押してご対応ください。

また、申請者と補助金の振り込み口座の名義人は、同一者となります。(お子さんの口座を指定することはできません。)詳しくは、記入例をご覧ください。